

様式第10号(第27条関係)

(表)

身 分 証 明 書				第	号
				年	日
				月	
所属・職名					
氏 名					
生年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		

上記の者は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第20条第1項の規定により立入検査をする者であることを証明する。

埼玉県知事 

(裏)

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第20条 知事は、この条例の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水流出増加行為又は盛土行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水流出増加行為若しくは盛土行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 1 1 号 (第 2 7 条関係)

(表)

身 分 証 明 書				第	号
				年	日
				月	
所属・職名					
氏 名					
生年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		

上記の者は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定により立入調査をする者であることを証明する。

埼玉県知事 

(裏)

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 (抜粋)

(湛水想定区域の指定のための立入調査)

第 2 2 条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 1 0 条第 1 項の規定による湛水想定区域の指定のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、調査することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。